

苫小牧工業高等専門学校後援会 慶 弔 及 び 見 舞 内 規

- 第1条 この内規は、本会会則第22条により定めたものである。
- 第2条 本会の会員並びに学生の慶弔及び見舞については、この内規に定めるところによる。
- 第3条 会員並びに学生の慶弔及び見舞の額は、別表のとおりとする。
- 第4条 この内規に要する諸経費は、本会の通常予算の該当科目により支出する。
- 第5条 この内規に定められた慶弔及び見舞のため、本会を代表して出張を要する場合の旅費については、苫小牧工業高等専門学校の旅費規程に準じて本会から支給する。
- 第6条 この内規以外に必要ありと認める事項または特別な事情が生じた場合は、そのつど会長は関係者と協議のうえ、これを決定する。
- 第7条 この内規の改正は、理事会にはかり会長が改正する。

附 則

この内規は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和48年4月7日から施行する。

附 則

この内規は、昭和50年4月8日から施行する。

附 則

この内規は、昭和53年4月28日から施行する。

附 則

この内規は、昭和58年4月2日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年4月11日から施行する。

附 則

この内規は、平成13年4月10日から施行する。

<別 表>

慶 弔 ・ 見 舞 額 表

区 分	種 別	金 額	摘 要
弔 慰	死 亡 (香 典)	5,000 円(外に花輪)	学生、正会員、賛助会員
		花 輪	賛助会員の配偶者
見 舞	火 災	10,000 円	正会員（全焼または同程度の火災）
	病 気 傷 害	3,000 円(2 週間以上)	学生・正会員・賛助会員（会務によるもの）
		5,000 円(1 ヶ月以上)	

(注) 正会員とは「正会員とその配偶者」をいう。